

参考-2 凸部、狭窄部及び屈曲部の設置に関する技術基準について

事務連絡
平成31年3月25日

北海道開発局 事業振興部 都市住宅課 都市事業管理官
建設部 地域整備課長補佐
道路維持課長補佐
各地方整備局 建政部 都市（・住宅）整備課長
道路部 地域道路課長
交通対策課長
道路管理課長
沖縄総合事務局 開発建設部 建設産業・地方整備課長
道路建設課長
道路管理課長

} 様

都市局
街路交通施設課 企画専門官
道路局
環境安全・防災課
道路交通安全対策室 課長補佐

凸部、狭窄部及び屈曲部の設置に関する技術基準について

「凸部、狭窄部及び屈曲部の設置に関する技術基準」（平成28年3月31日付都市局長・道路局長通知）のうち凸部について、十分な効果を発現するために特に留意すべき事項を別紙1のとおり周知します。

今回示した内容の理解が不十分なまま施工すると、効果が十分に発現されないおそれがあることから、十分に留意して下さい。

また、補足説明として図解とQ&Aを別紙2として添付しておりますので、併せて参照下さい。

については、管内の都道府県、政令市に対して周知するとともに、各都道府県から管内の市町村（政令市を除く）に対して周知頂くよう依頼願います。

凸部の設置にあたり特に留意すべき事項

1. 第3章3-1(2)について

- ・「凸部を設置する路面」について、路面の勾配に変化がある場合は、「凸部の両端部を結んだ面」とする。

(解説)

- ・凸部は、本技術基準の規定に基づく標準形状(別紙2参照)により施工することで十分な効果を発現するものであり、凸部を設置する箇所において路面の勾配の変化がある場合にそれに沿った形状で施工すると、効果が十分に発現しないおそれがあることから、これを防ぐため、凸部の両端部を結んだ面を基準面として施工することを示したものである。

2. 第3章3-1(3)3)について

- ・傾斜部の形状は、第3章3-1(3)「2)傾斜部の縦断勾配」(以下、「2)」とする。)の規定に基づき、勾配を変化させるのが望ましい。
- ・「凸部を設置する路面及び平坦部とのすりつけ部を含め、なめらかなものとする。」の「含め」は、2)の規定に基づく勾配の変化をなめらかにすることを指す。

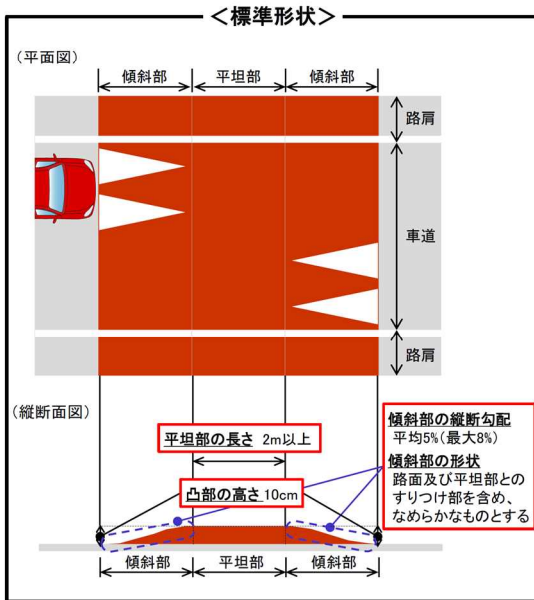
(解説)

- ・2)の「平均5パーセント、最大で8パーセント以下を標準とする。」は、傾斜部をサイン曲線に近い形状とすることを意図して規定しているものである。これは、通行する自動車を十分に減速させる構造とするために重要な留意事項であり、最大勾配は極力8パーセントとすることが望ましい。
- ・また、3)の規定の中の「すりつけ部を含め」の「含め」は、「凸部を設置する路面及び平坦部」の他に、2)で規定している勾配の変化を指している。
- ・なお、その他にも、例えば交差点に設置する場合の隅角部等、通行に供する場所については全て、なめらかな形状となるよう留意が必要である。

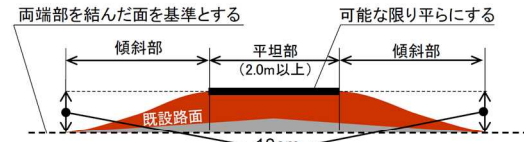
凸部(ハンプ)標準形状の施工に関する注意事項

別紙2

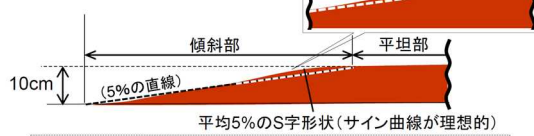
凸部(ハンプ)の効果(走行速度の低減)を十分に発現させるためには、適切な形状で施工する必要があります。



① 既設路面が平坦でない(勾配が変化する)場合にも、平坦部は、可能な限り平らにする

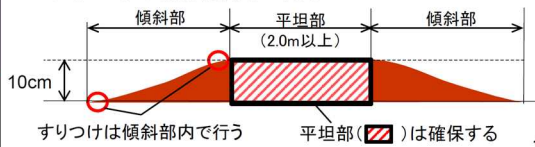


② 傾斜部は、勾配を一定ではなくS字にする(最大勾配を8%とし、傾斜部内で平坦部及び前後区間にすりつける)



※勾配が変化することで、速度が超過している場合に自動車の乗員に不快感を与えたとともに、前後区間と平坦部をなめらかにすりつけることで、騒音・振動の発生を軽減する

③ 前後区間と平坦部の高低差は10cmを確保し、すりつけは傾斜部内で行う



凸部(ハンプ)標準形状に関するQ&A

- Q1: 高さ10cmの基準面はどこですか?
 A1: 前後区間の凸部の端部を結んだ面を基準面と考えます。
- Q2: 斜めに交差している交差点を凸部とする場合、傾斜部はどこにすればよいですか?
 A2: 進行方向に対し真っ直ぐに設置するものとします。傾斜部はどの位置でも平均5%を保つことが望ましいです。
- Q3: 交差点で接続する道路の高さが違う場合、凸部をどのように設計すればよいですか?
 A3: 速度を落としたい方向に前後区間と平坦部の高低差が10cmとなるようなハンプとします。それ以外の方向については、現地の状況にもよりますが、平均勾配5%(最大勾配8%以下)となるようにすりつけることが望ましいです。
- Q4: 平坦部の長さは必ず2.0m以上必要でしょうか?
 A4: 平坦部を短くすると高速で走行する車や大型車が通行する際の騒音・振動が大きくなるおそれが高まるため、2.0m以上とすることが望ましいですが、現地の状況によって短くすることも考えられます。
- Q5: 凸部の色は決められているのでしょうか?
 A5: 決まりはありません。効果や景観等に配慮しつつ、関係機関及び地域で調整して決めて下さい。

